**○国土交通省告示第百五十一号**

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

表花巻空港出張所の項を削る。

**附　則**

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第百五十二号**

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空情報を提供する場所を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

別表第一花巻空港出張所の項を削る。

別表第二中「庄内空港出張所　山形県酒田市　庄内空港内」を「花巻空港出張所　岩手県花巻市　花巻空港内　庄内空港出張所　山形県酒田市　庄内空港内」に改める。

**附　則**

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第百五十三号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

別表第一静岡情報圏の項中「８時30分から20時まで」を「７時30分から20時30分まで」に改める。

**附　則**

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第百五十四号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

第一項の表焼津ＮＤＢの項を削る。

第二項の表静岡ＶＯＲの項中「８時30分から20時まで」を「24時間」に、同表小豆ＶＯＲの項中「平成22年11月18日から平成23年２月９日まで供用休止」を「平成23年２月10日から供用再開」に改め、同表池田ＶＯＲの項を削る。

第四項の表静岡ＩＬＳの項中「８時30分から20時まで」を「７時30分から20時30分まで」に、同表宇部ＩＬＳの項中「平成22年11月18日から平成23年２月９日まで供用休止」を「平成23年２月10日から供用再開」に改める。

第五項の表静岡ＤＭＥの項中「８時30分から20時まで」を「24時間」に、同表小豆ＤＭＥの項中「平成22年11月18日から平成23年２月９日まで供用休止」を「平成23年２月10日から供用再開」に改め、同表池田ＤＭＥの項を削る。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一項の表焼津ＮＤＢの項、第二項の表静岡ＶＯＲの項及び第五項の表静岡ＤＭＥの項の改正規定は平成二十三年三月十日から、第四項の表静岡ＩＬＳの項の改正規定は同年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第百五十五号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

| 路線名 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 近畿自動車道名古屋神戸線 | 京田辺市大住高島三六番五先から同市松井榊谷七三番一四まで | 最大 | 二、七〇二（メートル） |
| | | 最小 | 二三（メートル） |
| | 八幡市美濃山御毛通二〇番から同市美濃山細谷三六番まで | 最大 | 四〇八（メートル） |
| | | 最小 | 七二八（メートル） |

**○国土交通省告示第百五十六号**

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項第三号の規定に基づき、平成二十三年二月一日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

| 事業場の名称 | 事業場の所在地 | 認定に係る物件の範囲 | 失効の理由 |
|---|---|---|---|
| 三菱重工業株式会社長崎造船所 | 長崎県長崎市飽の浦町１番１号 | 鋼製船体 | 製造事業場の認定を辞退した。 |

**○国土交通省告示第百五十七号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

| 事業場の名称 | 事業場の所在地 | 認定に係る物件の範囲 | 有効期間 |
|---|---|---|---|
| 三菱重工業株式会社長崎造船所 | 長崎県長崎市飽の浦町１番１号 | 鋼製船体 | 平成23年２月２日から平成28年２月１日まで |

**○国土交通省告示第百五十八号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について、変更の届出があったので、同法第二十五条の七十において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十三年二月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について変更の届出があった件

一　ロンドン事務所の変更

(一)　所在地の変更

| 変更前 | 12-15 Finsbury Circus, London, EC2M 7EB, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERAN IRELAND |
|---|---|
| 変更後 | 25 Old Broad Street, London, EC2N 1HQ, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERAN IRELAND |

(二)　変更年月日　平成二十二年十一月一日

二　釜山事務所の変更

(一)　所在地の変更

| 変更前 | 12, Jung-ang-dong 6-ga, Jung-gu, Busan, REPUBLIC OF KOREA |
|---|---|
| 変更後 | 13, 5-ga, Jung-ang-dong 6-ga, Jung-gu, Busan, REPUBLIC OF KOREA |

(二)　変更年月日　平成二十二年十一月二十日